

感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための指針

令和7年5月更新

五所川原システム合同会社

児童デイサービス いとかの杜

目次

1.事業所における感染対策に関する目的と基本的考	…p1
2.感染症防止対策委員会に関する基本方針	…p1
3.感染発生時の対応に関する基本方針	…p2
4.指針の閲覧について	…p2

(付則)

1.事業所における感染対策に関する目的と基本的考え

五所川原システム合同会社が運営する通所支援事業所および放課後児童クラブでは事業所、その他の利用者の使用する設備、環境について、衛生的な管理に努め、併せて衛生上必要な措置を講ずる。また、感染性廃棄物等の取扱い等も適切に行うことで、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

2.感染症防止対策委員会に関する基本方針

●感染症防止対策委員会の設置

①目的：施設の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染症防止対策委員会」を設置する。

②感染症防止対策委員会の構成 感染症防止対策委員会は、次に掲げる者で構成する。

(1) 管理者※委員長

(2) 児童発達支援管理責任者 ※副委員長

(3) 主任 その他委員長が必要と認める者

※感染症防止対策委員長は、事業所内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染症防止対策委員会に提案する。

③感染症防止委員会の業務

感染症防止委員会は、委員長の召集により感染症防止委員会を定例開催（年2回）のほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

●感染症対策の立案、指針・マニュアル等の作成

(1) 感染症対策の立案、指針・マニュアル等の作成

(2) 感染対策に関する、職員研修の企画及び実施

(3) 利用者の感染症の既往の把握

(4) 利用者・職員の健康状態の把握

(5) 感染症発生時の対応と報告、感染症対策実施状況の把握と評価

●職員研修及び訓練の実施

職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練」を感染症防止委員会の企画により、以下の通り実施する。

①新規採用時、6か月以内に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

②定期的研修：感染対策に関する研修、および感染症が発生した場合を想定した訓練を年1回実施する。

③記録：研修及び訓練の実施について記録する。

3.感染発生時の対応に関する基本方針

衛生管理対策・感染症対応マニュアルに沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策を常に努めます。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告します。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図って対応します。

●平常時の対策の基本

- ① 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理等）
- ② 日常のケアにかかる感染症対策（標準的な予防策）
- ③ 手洗いの基本
- ④ 消毒液の適正な作成、使用
- ⑤ 早期発見のための日常の観察項目

※詳細は衛生管理対策・感染症対応マニュアル

●感染症発生時の対応

感染症および食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

- ① 発生状況の把握： 感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、マニュアルに従って報告する。
- ② 感染拡大の防止： 職員は感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するためマニュアルに沿って速やかに対応する。
- ③ 関係機関との連携： 感染症若しくは食中毒が発生した場合は、関係機関（協力機関、保健所）に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとる。
- ④ 医療処置： 感染症若しくは食中毒の発生、又はそれが疑われる状況の発生について報告を受けた際には、感染者の重篤化を防ぐため、症状に応じた医療処置をすみやかに行うとともに、施設職員に対して必要な指示を出すこと。また、診療後には、保健所への報告を行う。
- ⑤ 行政・所轄庁への報告、地域保健所への届出
 - (1) 管理者は、行政・所轄庁が定める報告書により、迅速に報告するとともに、保健所の指示を仰ぐ。
 - (2) 感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者またはその疑いのある者を診断した場合には、これらの報告に基づき地域保健所等への届出を行う。

4.指針の閲覧について

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

（附 則） このマニュアルは令和4年6月1日より施行する
このマニュアルは令和7年4月1日より改定、施行する